

別表 1-① (第 3 条第 2 号ア関係)

居間を含む複数の居室を一体の居室として改修する工事
居間を含む 2 つ以上の居室における外気に接する窓すべての断熱改修工事
居間又は寝室の天井、床又は壁の断熱改修工事
一定の要件を満たすユニットバスの新設又は改良工事

別表 1-② (第 2 条第 9 号及び第 3 条第 2 号イ関係)

区分	内容
子どもの安全対策措置	玄関ドア及び玄関から居間に入室するためのドアにおける指はさみを防止するための措置
	居間のコンセント部における感電を防止するための措置
	居間及び台所の吊戸棚等における地震対策のための措置

別表 1-③ (第 3 条第 2 号及び第 4 条第 1 項関係)

区分	内容	補助対象経費の 限度額
バリアフリー改修工事 (共用部分を含む。ただし、アプローチ以外の外構を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりの設置 ・段差の解消 ・エレベーターの設置 	—
省エネルギー改修工事	・居室の窓の断熱改修工事	—
	・居室の天井、床又は壁の断熱改修工事	—
	・節水型トイレへの取替え	300,000 円/箇所
間取りの変更に係る工事	・複数の居室を一体の居室として改修する工事 (居間を改修しないものを含む。)	—
	・和室の洋間化等に係る工事	
	・テレワークできるスペースを設置する工事	
設備の新設・改良工事	・台所設備の新設・改良	690,000 円/戸
	・洗面設備の新設・改良	300,000 円/戸
	・ユニットバスの新設・改良	690,000 円/戸
	・収納設備の新設	—
	・水洗便所の新設	—
子どもの安全対策措置	別表 1-②に掲げる措置 (別表 1-②に記載している居室以外の部分に実施する措置を含む。)	—
防音性の向上等に係る工事	・床の振動対策工事	—
	・壁の防音工事	
	・窓の防音工事	

防犯性の向上に係る工事 (共用部分に限る。)	・共用部分の玄関扉にオートロックシステムを設置する工事	—
---------------------------	-----------------------------	---

別表2 (第5条第3項、第12条第2項及び第14条第2項関係)

中欄の書類を添付すべき書面	書類の名称	備考
補助金交付申請書	対象建物に係る固定資産税及び都市計画税の納税証明書(注1)	
	補助事業者に係る大阪市における個人市民税又は法人市民税の納税証明書(注1)	
	対象建物に係る登記事項証明書(注1)	
	委任状(注2)	代理人に申請を委任する場合
	運転免許証の写し又は印鑑登録証明書(注1)	代理人が個人の場合
	法人印の印鑑証明書(注1)	代理人が法人の場合
	その他市長が必要と認める書類(注3)	別紙1-①～⑦で該当するもの等
工事着手届	工事に未着手であることを証する書類	第5条第1項ただし書に基づき補助金交付申請を行う場合
補助金完了実績報告書	補助対象工事等の実施を証する書類(注1)	
	補助対象工事等に係る支払を証する書類(注1)	
	その他市長が必要と認める書類(注3)	別紙13-①～⑥で該当するもの等

公的証明書は申請前3か月間以内に発行されたものとする。

ただし、公的証明書が最新のものであることが明らかな場合は、その限りでない。

(注1) 原本の写しが提出された場合、その原本の写しに疑義が生じたときには原本の提示を求めることがある。

(注2) 申請書類等を補助事業者本人に代わって提出する場合は、委任状が必要

(注3) 内容の確認等のため、申請又は報告の後、図面その他の資料の提出を求める場合がある。